

| | |
|----------|---|
| 授業科目名 | 刑事法総合演習 Criminal Law Seminar |
| 授業科目群 | 法律基本科目 |
| 標準学年 | 3年次 |
| 必修・選択の区別 | 必修 |
| 開講学期 | 前期 |
| 開講曜日・時限 | 木曜日・4時限 |
| 単位数 | 2単位 |
| 担当教員名 | 田淵浩二・松生光正・井上宜裕 (Tabuchi Koji, Matsuo Mitsumasa, Inoue Takahiro) |
| 授業の目的 | 刑法・刑事訴訟法・刑事学および実務の観点を総合して具体的事案を多角的な視点から法的問題を分析・解決できる能力の修得を目指す。 |
| 履修条件 | 基礎刑法Ⅰ・Ⅱ、応用刑法Ⅰ・Ⅱ及び基礎刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱの単位を修得していること。応用刑訴の単位未修得者は履修指導を受けること。 |
| 到達目標 | カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。 |
| 授業の概要 | 刑法・刑事訴訟法では、授業のテーマに関連した事例を授業の前に課題として受講生に与え、各自が当該事例について刑法・刑事訴訟法の適用に関して一応の分析・検討を行っていることを前提として、授業では双方向的または多方向的対話形式で事例問題の分析と検討を行う。 Seminar on Criminal Law and Criminal Procedure. Case analysis and wrighting practices. |
| 授業計画 | 第1回 因果関係と不作為と生命・身体・自由に対する罪 第2回 正当防衛・緊急避難と財産犯(1) 第3回 故意・過失と財産犯(2) 第4回 正犯・共犯と社会的・国家的法益に対する罪 第5回 過剰防衛の諸類型 第6回 緊急避難の法的性質 第7回 誤想過剰防衛・誤想過剰避難 第8回 名誉毀損と真实性の証明 第9回 物的証拠の収集手続の違法性と違法収集証拠の証拠能力(1) 第10回 身体拘束の違法性と違法収集証拠の証拠能力(2) 第11回 証拠収集と秘密交通権の侵害 第12回 訴因の特定・争点の明示と訴因変更の要否 第13回 自白の証拠能力 第14回 伝聞証拠の証拠能力(1) 第15回 伝聞証拠の証拠能力(2) |
| 授業の進め方 | 刑法では、①指示された事案について十分予習していることを前提に、事例研究の方法で、まず基礎的な法的知識が正確に理解され修得されているか、現実に適用できるかを双方向的対話型授業を通じて確認していく。不十分なところは講義形式で補う。②数回のレポート作成によって論述の作法を身につけられるようにする。 刑事訴訟法においては、毎回事例問題を出题し、授業において質疑を中心に解法を考える。 |

| | |
|------------|--|
| 教科書及び参考図書等 | テキストは使用せず、参考書は授業中に指示する。 |
| 試験・成績評価等 | 学期末試験によるが、提出されたレポートの成績を考慮する。評価比率については、試験(70%)、課題レポート(30%)という形で、個別的に評価する。試験成績は、相対的評価の割合(Aは3割程度、Bは4割程度)に配慮した評価を行う。 |
| 事前学習 | あらかじめ授業の前に指示された事案について刑法・刑事訴訟法の適用を検討し、合わせて関連問題についても予習しておくことが求められる。 |
| 課題レポート等 | 学期中に数回程度、事例問題に関するレポート課題を提出することを求める。 |
| オフィスアワー | 各回の担当教員が指定するオフィスアワー。 |
| その他 | |